

標 題：

日本籍船以外の現存船に対する
1974 SOLAS及び1978 PROTOCOL
の 1981 改正の適用

NK テクニカル インフォメーション

No. 19

昭和59年6月8日

関係船主・造船所各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、既に御存知のように、“1974 SOLASの 1981 改正”及び“1978 PROTOCOL の1981改正”（以下“1981改正”という）は、1984年 9月 1日に発効し、1974 SOLAS および／あるいは 1978 PROTOCOL締約国籍船に適用されます。

この 1981 改正には、

- (1) 1981改正が発効する前に起工された船舶（以下“現存船”という）に対しても、1984年 9月 1日以降、あるいは、猶予期間の定められているものについては、猶予期間以降に、ある種の設備（航行設備を含む）の設置要件が適用されること、及び
 - (2) 1984年 9月 1日以降現存船に設置されるある種の航行設備は、1981改正に規定されている性能要件に適合したものでなくてはならないこと、
- 等が定められております。

したがって、該当する船舶に対して、その適用期日までに必要な措置を講じる必要がありますので、事前にこの措置をとられるようお勧めします。

添付のリストに、この様な設備及び関連の規則番号を示します。

なお、本会は、添付のリストの設備が現存船に設備されているか、あるいは、1981改正の性能要件に適合していることを、1984年 9月 1日以降の最初の定期的条約検査あるいは、猶予期限の定められているものについては、この期間内に行なわれる定期的条約検査の時期に、船籍国政府に代り、確認します。この時、不適合があることが分った場合には、不適合な項目に関連する条約証書について短期の条件付証書しか発行できませんのでご注意ください。

本件に関し不明な点がある場合は、当会本部、海外業務部までご連絡下さい。

以 上

添付



現存船に対し要求される設備等

(注1) 設備等 (規則番号)	(注2) 適用対象船
1. 操舵装置 (第Ⅱ-1章, 29規則 19, 20)	1. 10,000GT以上のタンカー, ケミカル・タンカー, 又はガス・キャリアーは, 1986年9月1日までに, 29規則に定めるある要件に適合すること。 2. 40,000GT以上のタンカー, ケミカル・タンカー, 又はガス・キャリアーは, 1988年9月1日までに, 29規則に定めるある要件に適合すること。
2. 消防員装具 (第Ⅱ-2章, 17規則3)	500GT 以上の船舶
3. 火災制御図 (第Ⅱ-2章, 20規則)	500GT 以上の船舶
4. 固定式イナータガス装置 (第Ⅱ-2章, 60, 62規則)	1. 原油洗浄を行うすべてのタンカー 2. 原油洗浄を行なわないタンカー: 2-1. 70,000DWT 以上の原油タンカー およびプロダクトキャリア 2-2. 70,000DWT 未満 40,000DWT以上の 原油タンカーおよびプロダクトキ ャリアは1985年5月1日あるいは 引渡しの日 of the どちらか遅い日まで に適合すること。 2-3. 40,000DWT 未満 20,000DWT以上の 原油タンカーは, 1985年5月1 日あるいは引渡しの日 of the どちらか 遅い日まで に適合すること。 2-4. 40,000DWT 未満 20,000DWT以上の プロダクトキャリアで60m ³ /h 以上 の容量のタンク洗浄機を備える ものは, 1985年5月1日あるいは, 引渡しの日 of the どちらか遅い日まで に適合すること。
5. VHF 無線電話設備 (第Ⅳ章4-1 規則(a), 17規則)	300GT 以上の船舶 (但し, 電源の要件は, 500GT 以上)
6. 無線電話通信士 (第Ⅳ章, 7 規則(b))	500GT 以上 1,600GT未満の船舶

現存船に対し要求される設備等

設備等 (規則番号) (注1)	適用対象船 (注2)
1. 操舵装置 (第Ⅱ-1章, 29規則 19, 20)	1. 10,000GT以上のタンカー、ケミカル・タンカー、又はガス・キャリアーは、1986年9月1日までに、29規則に定めるある要件に適合すること。 2. 40,000GT以上のタンカー、ケミカル・タンカー、又はガス・キャリアーは、1988年9月1日までに、29規則に定めるある要件に適合すること。
2. 消防員装具 (第Ⅱ-2章, 17規則3)	500GT 以上の船舶
3. 火災制御図 (第Ⅱ-2章, 20規則)	500GT 以上の船舶
4. 固定式イナータガス装置 (第Ⅱ-2章, 60, 62規則)	1. 原油洗浄を行うすべてのタンカー 2. 原油洗浄を行わないタンカー： 2-1. 70,000DWT 以上の原油タンカー およびプロダクトキャリア 2-2. 70,000DWT 未満 40,000DWT以上の 原油タンカーおよびプロダクトキ ャリアは1985年5月1日あるいは 引渡しの日 of the 遅い日まで に適合すること。 2-3. 40,000DWT 未満 20,000DWT以上の 原油タンカーは、1985 年5月1 日あるいは引渡しの日 of the 遅い 日まで に適合すること。 2-4. 40,000DWT 未満 20,000DWT以上の プロダクトキャリアで60m ³ /h 以 上の容量のタンク洗浄機を備える ものは、1985年5月1日あるいは、 引渡しの日 of the 遅い日まで に適合すること。
5. VHF 無線電話設備 (第Ⅳ章4-1 規則(a), 17規則)	300GT 以上の船舶 (但し、電源の要件は、 500GT 以上)
6. 無線電話通信士 (第Ⅳ章, 7 規則(b))	500GT 以上 1,600GT未満の船舶

(注1) 設備等 (規則番号)	(注2) 適用対象船
7. 無線電信設備 (第IV章, 10規則 (g-1))	1,600GT 以上の船舶で自立型空中線を設置する船舶
8. 無線電話遭難周波数送受信装置 (第IV章, 10規則 (g-2) ,h (iv) (1), (2))	1,600GT 以上の船舶
9. 無線電話送信機の最小通常通達距離の改正 (第IV章, 16規則(c) (i) (ii))	300GT 以上 1,600GT未満の船舶及び 300GT以上 500GT未満の現存設備
10-1 マグネットコンパス (第V章, 12規則(b))	150GT 以上の船舶
10-2 ジャイロコンパス (第V章, 12規則(e)(f))	1,600GT 以上の船舶
10-3 レーダ装置 (第V章, 12規則(g))	1,600GT 以上の船舶
10-4 レーダ装置 (第V章, 12規則(h))	10,000GT以上の船舶
10-5 自動衝突予防援助装置 (第V章, 12規則(j)(1), (2))	1. 40,000GT以上のタンカーは1985年1月1日までに適合すること。 2. 10,000GT以上40,000GT未満のタンカーは1986年1月1日までに適合すること。
10-6 自動衝突予防援助装置 (第V章, 12規則(j)(3))	1. 40,000GT以上のタンカー以外の船舶は1986年9月1日までに適合すること。 2. 20,000GT以上40,000GT未満のタンカー以外の船舶は, 1987年9月1日までに適合すること。 3. 15,000GT以上20,000GT未満のタンカー以外の船舶は1988年9月1日までに適合すること。
10-7 音響測深装置 (第V章12規則(k))	1980年5月25日前に建造された1,600GT 以上の船舶及び1980年5月25日以後に建造された500GT 以上の船舶
10-8 舵角指示器及びプロペラ回転計, 可変ピッチプロペラ及び横スラストプロペラのピッチ及び運転状態の表示器 (第V章12規則(m))	1,600GT 以上の船舶

(注1) 設備等 (規則番号)	(注2) 適用対象船
10-9 性能要件 (第V章, 12規則(r))	下記航行設備が1984年9月1日以降設備される場合は, IMO の性能基準によるもので型式承認機であること。 1. 磁気コンパス (A.382 (X)) 2. ジャイロ, コンパス (A.424 (XI)) 3. レーダー (A.477 (XII)) 4. 自動衝突予防援助装置 (A.422 (XI)) 5. 音響測深装置 (A.224 (VII)) 6. 無線方向探知機 (A.223 (VII)) 7. 同上 ホーミング装置 (A.221 (VII))

(注1) 1974 SOLASに対する1981改正の中の規則番号を () 内に示す。

(注2) 特に明記されていない限り, 1984年9月1日以降適用される。

以 上

(注1) 設備等 (規則番号)	(注2) 適用対象船
10-9 性能要件 (第V章, 12規則(r))	下記航行設備が1984年9月1日以降設備される場合は, IMO の性能基準によるもので型式承認機であること。 1. 磁気コンパス (A.382 (X)) 2. ジャイロ. コンパス (A.424 (XI)) 3. レーダー (A.477 (XII)) 4. 自動衝突予防援助装置 (A.422 (XI)) 5. 音響測深装置 (A.224 (VII)) 6. 無線方向探知機 (A.223 (VII)) 7. 同上 ホーミング装置 (A.221 (VII))

(注1) 1974 SOLASに対する1981改正の中の規則番号を () 内に示す。

(注2) 特に明記されていない限り, 1984年9月1日以降適用される。

以 上